平成２３年（フ）第６８５３号
大阪市西淀川区千舟２丁目14番32―203号
債務者　益岡　圭子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８８８号
大阪府枚方市春日東町２丁目３番５―201号、前住所大阪府枚方市春日東町２丁目３番１―304号
債務者　吉田　佳織
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９０４号
大阪市天王寺区上本町５丁目２番21―201号
債務者　山中　庸子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７００４号
大阪市港区池島３丁目10番３号　桑田マンション105号、前住所大阪市西区川口３丁目３番26―404号
債務者　山田　敏夫
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０１１号
大阪府高槻市北園町11番６号
債務者　関本　新一
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０４８号
大阪府門真市石原町12番15号
債務者　板井左斗子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０５６号
大阪市平野区長吉長原東２丁目５番10―506号
債務者　白井まゆみ
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０５９号
大阪市福島区玉川３丁目10番３号
債務者　田中　浩美
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０６０号
大阪市城東区今福南２丁目11番６号
債務者　吉本　初子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０６７号
大阪市生野区勝山北３丁目８番23―523号
債務者　梶原　素彦
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０７０号
大阪市天王寺区夕陽丘町２番15号　Ｊフラット409号、前住所大阪市中央区島之内２丁目４番13―602号
債務者　荒木しのぶ
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０７２号
大阪府枚方市村野本町19番３号
債務者　綿矢　正彦
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０４号
山形県西置賜郡小国町大字若山320番地
債務者　舟山　早苗
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１０５号
山形県南陽市若狭郷屋871番地　フラワーパークタウンＡＩＺＡＷＡ　Ｂ―３号室
債務者　佐藤　香織
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第４４号
静岡県掛川市国包1509番地の36
債務者　佐野　次男
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第２４４０号
名古屋市中川区かの里２丁目701番地　県営包里住宅３棟415号
債務者　二村商店こと　奥村　昭則
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７８号
愛知県岡崎市戸崎町字藤狭20番地263
債務者　服部　真里
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係